

【機密性 2】

令和 6 年度事務分配等規程

令和 5 年 12 月 27 日

奈良地方裁判所

令和 6 年 1 月 15 日改正

令和 6 年 3 月 8 日改正

奈良地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 6 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第 1 本庁及び支部

第 1 条 (本庁における部の設置)

本庁に第一民事部及び第二民事部並びに刑事部を置く。

第 2 条 (裁判官の配置及び開廷の日割)

本庁各部及び各支部の裁判官の配置並びに開廷の日割を別表第 1 のとおり定める。ただし、本庁各部及び各支部における開廷の日割の詳細については、当該部及び支部の裁判官の申合せにより定める。

第 3 条 (本庁における裁判事務の分配)

1 民事事件（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律」による損害賠償命令申立事件を除く。）は、第一民事部又は第二民事部に次のとおり分配する。

(1) 第一民事部には、第一民事部及び第二民事部の協議により第一民事部で審理するのを相当とした事件を分配し、それ以外の事件を第二民事部に分配する。

(2) 第二民事部における具体的な分配については、民事部全体の裁判官の申合せにより定める。

2 刑事事件は、次のとおり分配する。

(1) 次に掲げる事件の処理は、全裁判官の申合せにより定める裁判官が担当する。

ア 各種令状請求（犯罪の捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求を除く。）

イ 起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分

ウ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5章及び第6章の保全請求及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第34条第1項前段及び第60条第1項前段の鑑定入院命令

オ 被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分

カ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検搜索許可状

キ 休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。）及び当該休日の前の日が平日である場合の当該平日の勤務時間終了後に申し立てられた刑事訴訟法第429条による準抗告事件

(2) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律」による損害賠償命令申立事件は、同法第23条第1項により刑事部に分配する。

(3) 医療観察法による次に掲げる事件は、次のとおり分配する。

ア 処遇事件（医療観察法第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する審判の手続等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第5

1条第1項、同条第2項及び第85条第1項による各申立事件は、刑事部に分配する。

イ 医療観察法第68条第2項本文及び第71条第2項後段による差戻事件は、第二民事部の裁判官（未特例判事補を除く。）及び刑事部の裁判官（未特例判事補に限る。）で合議体を構成する。ただし、原審において、医療観察法第41条第1項の合議体による裁判所で行う旨の決定がされているときは、第二民事部に分配する。

(4) 次に掲げる事件は、第二民事部に分配する。

ア 刑事訴訟法第262条による付審判請求事件

イ 刑事部で裁判所を構成することができない差戻事件及び再審請求事件

ウ 刑事訴訟法第429条による準抗告事件のうちその本案が刑事部の合議体で取り扱われるもの

エ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第1項、第42条第1項及び第94条第1項による各異議の申立事件並びに第41条第2項の規定により送付された事件及び第43条第2項により通知を受けた事件

(5) (1)から(4)までに定める事件以外の刑事事件（犯罪の捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び同令状による傍受の原記録の保管に関する事務を含む。）は、刑事部に分配する。

(6) (1)の事件を除き、第二民事部及び刑事部における刑事事件の具体的な分配については、民事部全体及び刑事部の裁判官の申合せにより定める。

3 除斥、忌避及び回避事件は、次のとおり分配する。

第一民事部又は第二民事部における裁判官等の除斥事件及び忌避事件並びに第二民事部における回避事件は、刑事部に分配し、刑事部における裁判官等の除斥事件、忌避事件及び回避事件は、第二民事部に分配する。

#### 第4条（支部及び本庁と支部等間における裁判事務の分配）

1 各支部における裁判事務の分配は、当該支部の裁判官の申合せにより定め

る。ただし、各支部における前条第2項の(1)のアからキまでに定める事件については、全裁判官の申合せにより定める。

2 葛城支部及び五條支部における消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に定める事件は、本庁において取り扱う。

3 次に掲げる各支部における刑事の差戻事件及び再審請求事件は、本庁において取り扱う。

(1) 葛城支部における差戻事件及び再審請求事件のうち、同支部で裁判所を構成することができない事件

(2) 五條支部における差戻事件及び再審請求事件

4 各支部及び各簡易裁判所における刑事訴訟法第429条による準抗告事件は、刑事部において取り扱う。ただし、葛城支部及び葛城簡易裁判所における準抗告事件については、葛城支部において合議体を構成できるときは、この限りでない。

5 五條支部及び各簡易裁判所(葛城を除く。)における裁判官等の除斥事件、忌避事件及び回避事件は、民事事件にあっては第二民事部において、刑事事件にあっては刑事部においてそれぞれ取り扱う。

6 葛城支部及び五條支部における医療観察法による審判手続きに関する事務は本庁において取り扱う。ただし、同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、葛城支部については同支部で取り扱い、五條支部については葛城支部で取り扱う。

7 葛城支部及び五條支部における労働審判事件は、本庁において取り扱う。

8 五條支部における不動産執行事件(不動産担保権実行事件(ケ)及び不動産強制競売事件(ヌ))は、葛城支部において取り扱う。

9 葛城支部及び五條支部における地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件は、本庁において取り扱う。

## 第5条（調停主任）

本庁民事部及び支部配置の裁判官（未特例判事補を除く。）を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

## 第6条（労働審判官）

本庁民事部配置の裁判官（未特例判事補を除く。）を労働審判法第8条の労働審判官に指定する。

## 第7条（事件の回付）

- 1 関連事件が本庁と支部若しくは支部を異にして係属しているとき又は本庁の部を異にして係属しているときは、関係する当該部の部総括裁判官、当該支部の支部長及び当該裁判官が協議して、これをそのいずれかに集めることができる。
- 2 管轄区域の定めに応じて提起等された事件について、本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないとき又は支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、関係する当該部の部総括裁判官、当該支部の支部長及び当該裁判官が協議して、本庁に係属する事件を支部に、支部に係属する事件を本庁又は他の支部に移すことができる。
- 3 管轄区域の定めに反して提起等された事件について、同事件を本来審理すべき本庁又は他の支部に移すことができる。

## 第8条（回付すべき事件の自庁処理）

支部において処理すべき民事事件が本庁若しくは他の支部に係属した場合又は本庁において処理すべき民事事件が支部に係属した場合であって、その事件を処理するために特に必要と認めるときは、事件の係属した当該部又は当該支部は、その事件を回付することなく自ら処理することができる。

## 第9条（裁判官に差し支えのあるときの代理順序）

- 1 本庁各部及び各支部の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表第2のとおり定める。

2 本庁において、第一民事部に差し支えのあるときは、第二民事部が代理し、  
第二民事部又は刑事部に差し支えのあるときは、相互に代理する。

#### 第10条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えのあるときは、本庁の部の事務を総括する澤田正彦裁判官及び和田健裁判官がその順序により代理する。
- 2 本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、その部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 3 葛城支部の支部長に差し支えのあるときは、同支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 4 五條支部の支部長に差し支えのあるときは、葛城支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。

#### 第2 管内簡易裁判所

##### 第11条（裁判官の配置及び開廷の日割）

- 1 各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割を別表第3のとおり定める。
- 2 各簡易裁判所における次の処分については、各簡易裁判所の裁判官が相互に填補する。
  - (1) 被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分
  - (2) 第1回公判期日前の勾留に関する処分（第1回公判期日前の接見等禁止、同取消、勾留取消、保釈、同取消、勾留執行停止、同取消等を含む。）

##### 第12条（裁判事務の分配）

各簡易裁判所における裁判事務の分配を別表第4のとおり定める。

##### 第13条（調停主任）

各簡易裁判所配置の裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

##### 第14条（裁判官に差し支えのあるときの代理順序）

各簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときにこれを代理する者の順序を別表第5のとおり定める。

### 第15条（司法行政事務の代理順序）

各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときにこれを代理する者の順序を別表第6のとおり定める。

### 第3 補 則

第16条 代理又は代行をすべき裁判官が定まっていないときは、常任委員会の指名する裁判官が代理又は代行する。

第17条 緊急の必要のため、前条までの定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理又は代行する。

### 附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

### 附 則（令和6年1月15日改正）

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

### 附 則（令和6年3月8日改正）

この定めは、令和6年3月25日から施行する。

### 附 則（令和6年3月8日改正）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（本庁及び支部の裁判官の配置並びに開廷の日割）

1 本 庁

第一民事部（月曜日）

裁判長 裁判官（所長）	濱 本 章 子
裁判官	澤 田 正 彦
裁判官	岡 田 卓
裁判官	木 内 悠 介
裁判官	林 香 穂

第二民事部（月、火、水、木、金曜日）

裁判長 裁判官（総括）	和 田 健
裁判官	上 田 元 和
裁判官	太 田 雅 之
裁判官	若 原 央 子
裁判官	石 間 大 輔
裁判官	今 城 智 徳
裁判官	山 本 明 子
裁判官	矢 島 佑 一
裁判官	石 丸 貴 大

刑事部（月、火、水、木、金曜日）

裁判長 裁判官（総括）	澤 田 正 彦
裁判官	岡 田 卓
裁判官	木 内 悠 介
裁判官	林 香 穂

2 支 部

葛城支部（月、火、水、木、金曜日）

裁判長 裁判官（支部長）	真 鍋 秀 永
--------------	---------

裁判官 中川正充  
裁判官 西田政博  
裁判官 楠木有紀  
裁判官 宮本浩治  
裁判官 園部伸之

五條支部（月、水、木、金曜日）

裁判官（支部長） 賀來哲哉

別表第2(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

(本庁 民事部)

事 件 種 別	差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序
合議事件	1 第1民事部及び第2民事部の協議により、第1民事部で審理するのを相当とした事件	第1民事部 裁判長に差し支えがある場合は、第1民事部所属の裁判官(未特例判事補を除く。)が別表第1の順序により代理する。
	2 上記以外の合議事件	第2民事部 裁判長に差し支えがある場合は、太田雅之、若原央子、石間大輔、今城智徳の順で代理する。
単独事件	3 (合議以外の事件) (1) 民事通常訴訟事件 (2) 手形・小切手事件 (3) (1)及び(2)の各事件の再審事件 (4) 共助事件 (5) 労働審判異議申立てによる民事通常訴訟事件 (6) 刑事損害賠償命令申立て事件の民事訴訟手続への移行又は異議申立て後の事件 (7) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第46条に基づく異議の申立て事件	(1係) 和田健 今城智徳  (2、4係) 今城智徳 太田雅之、石間大輔  (3係) 太田雅之 石間大輔  (5係) 石間大輔 太田雅之
	4 労働審判事件	和田健 太田雅之、石間大輔、今城智徳  太田雅之 今城智徳、石間大輔  石間大輔 太田雅之、今城智徳  今城智徳 石間大輔、太田雅之
	5 配偶者暴力等に関する保護命令事件	太田雅之 石間大輔  石間大輔 太田雅之
	6 調停事件(付調停を除く)	和田健 今城智徳
	7 へ 担 保 取 消 を 含 む 事 件	(1) 要審尋事件 (知的財産権に関する事件・労働仮処分事件等)  太田雅之 石間大輔 今城智徳  (2) 保全異議・取消事件(再審事件を含む。)  和田健 太田雅之 石間大輔 今城智徳  (1)及び(2)以外の事件 矢島佑一 石丸貴大

		石丸貴大	矢島佑一
8 民事執行事件	(1) 不動産開始決定、現況調査命令、評価命令、債権執行(執行当番)	今城智徳	矢島佑一
		矢島佑一	石丸貴大
		石丸貴大	矢島佑一
	(2) 第三者からの情報取得手続	今城智徳	矢島佑一
		矢島佑一	石丸貴大
		石丸貴大	矢島佑一
	(3) 債権配当手続並びに(1)及び(2)を除く執行事件全般、執行異議、執行抗告	和田健	今城智徳
		今城智徳	和田健
		矢島佑一	石丸貴大
		石丸貴大	矢島佑一
9 企業担保		和田健	今城智徳
10 破産事件	(1) 管財事件、但し、(2)で矢島佑一に配てんされた事件が管財移行した場合、矢島佑一が引き続き同事件を担当する。	和田健	太田雅之、今城智徳
		太田雅之	今城智徳、和田健
		今城智徳	和田健、太田雅之
	(2) 同時廃止事件	和田健	今城智徳、矢島佑一
		今城智徳	矢島佑一、和田健
		矢島佑一	和田健、今城智徳
11 会社更生事件		和田健	今城智徳
12 民事再生事件	(1) 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件	和田健	石間大輔
		石間大輔	今城智徳
		今城智徳	石間大輔
	(2) (1)を除く事件	和田健	石間大輔
13 会社整理・特別清算		和田健	今城智徳
14 商事過料事件		太田雅之	今城智徳

15 簡易確定手続事件及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第46条に基づく異議の申立て事件に付随する執行停止事件(ただし、執行停止事件が異議後の訴訟事件の第1回口頭弁論期日終了後に申し立てられた場合には、異議後の訴訟事件の係属係に配付する。)	10の(1)と同じ		
16 プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示命令申立事件	7の(1)と同じ		
17 その他の非訟事件	石間大輔	今城智徳	
	今城智徳	石間大輔	
18 民事雑事件 基本事件に付隨するものを除く。	起訴前の証拠保全事件	矢島佑一	石丸貴大
	その他事件	石丸貴大	矢島佑一

## (本庁 刑事部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	
合議事件担当裁判官	裁判長に差し支えがある場合は、岡田卓、木内悠介の順で代理する。	
単独事件担当裁判官	岡田卓、木内悠介に差し支えがある場合は、相互に代理し、代理すべき裁判官に差し支えがある場合は、澤田正彦が代理する。 澤田正彦に差し支えがある場合は、岡田卓、木内悠介の順で代理する。	刑事部配置の裁判官に差し支えがあるときは、太田雅之、石間大輔、今城智徳の順で代理する。

事 件 種 別	代理すべき裁判官及び代理順序
「刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雜事件に該当するもの」のうち、第1回審理期日前に申し立てられた訴えの提起前における証拠収集の申立事件、証拠保全の中立事件	(本庁民事部の事件種別番号17と同じ)

## (葛城支部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	
合議事件担当裁判官	裁判長に差し支えがある場合は西田政博、柳木有紀	葛城支部配置の裁判官に差し支えがあるときは、石間大輔、岡田卓、今城智徳、木内悠介の順で代理する。
単独事件担当裁判官 ※		
真鍋秀永	柳木有紀、西田政博、宮本浩治	
西田政博	宮本浩治、園部伸之、真鍋秀永	
柳木有紀	西田政博、宮本浩治、園部伸之	
宮本浩治	園部伸之、真鍋秀永、柳木有紀	
園部伸之	真鍋秀永、柳木有紀、西田政博	

## (五條支部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序
賀来哲哉	柳木有紀、宮本浩治、園部伸之、西田政博

別表第3（管内各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割）

1 奈良簡易裁判所（月、火、水、木、金曜日）

裁判官（司法行政事務掌理者）	宮崎英一
裁判官	澤田正彦
裁判官	和田健
裁判官	上田元和
裁判官	太田雅之
裁判官	若原央子
裁判官	石間大輔
裁判官	岡田卓
裁判官	今城智徳
裁判官	山本明子
裁判官	木内悠介
裁判官（代行）	真鍋秀永
裁判官（代行）	中川正充
裁判官（代行）	西田政博
裁判官（代行）	棚木有紀
裁判官（代行）	宮本浩治
裁判官（代行）	園部伸之
裁判官（代行）	賀来哲哉
裁判官	橋本貢
裁判官（代行）	吉田進

2 葛城簡易裁判所（月、火、水、木、金曜日）

裁判官（司法行政事務掌理者）	真鍋秀永
裁判官	中川正充
裁判官	西田政博

裁判官	棚木有紀
裁判官	宮本浩治
裁判官	園部伸之
裁判官	吉田進

3 宇陀簡易裁判所（火曜日）

裁判官	吉田進
裁判官（代行）	園部伸之

4 五條簡易裁判所（月、水、木、金曜日）

裁判官（司法行政事務掌理者）	賀来哲哉
裁判官	吉田進

5 吉野簡易裁判所（火曜日）

裁判官	賀来哲哉
裁判官（代行）	棚木有紀

別表第4(裁判事務の分配)

		奈 良 簡 裁 判 所	葛 城 簡 裁 判 所	宇 陀 簡 裁 判 所	五 條 簡 裁 判 所	吉 野 簡 裁 判 所
民 事	訴訟	宮 橋 本	吉 田	吉 田	賀 来	賀 来
	訴訟以外	宮 橋 本	吉 田		賀 来	
刑 事	公判	宮 崎	真 鍋	吉 田	賀 来	賀 来
	略式不相当	宮 橋 本				
	正式裁判請求					
	略式	宮 崎	全裁判官の申合せにより定める裁判官	吉 田	全裁判官の申合せにより定める裁判官	賀 来
	略式(交通切符を除く)	橋 本				
	各種令状請求					
	被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分			吉 田		
	起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分等			全裁判官の申合せにより定める裁判官	賀 来	
	児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検捜索許可状		全裁判官の申合せにより定める裁判官			
	刑事訴訟法第179条、第226条、第227条による請求	宮 崎	吉 田	吉 田	賀 来	賀 来
	その他					
	略式		吉 田	吉 田	賀 来	賀 来

別表第5(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

代理すべき裁判官及びその代理順序		
奈良簡易裁判所	宮崎英一	橋本貢 上田元和
	橋本貢	宮崎英一 上田元和
葛城簡易裁判所	真鍋秀永	棚木有紀 西田政博 宮本浩治
	西田政博	宮本浩治 園部伸之 吉田進
	棚木有紀	西田政博 宮本浩治 園部伸之
	宮本浩治	園部伸之 吉田進 真鍋秀永
	園部伸之	吉田進 真鍋秀永 棚木有紀
	吉田進	真鍋秀永 棚木有紀 西田政博
宇陀簡易裁判所	吉田進	園部伸之
五條簡易裁判所	賀来哲哉	吉田進
吉野簡易裁判所	賀来哲哉	棚木有紀

別表第6(司法行政事務の代理順序)

簡易裁判所	代理すべき裁判官及びその代理順序
奈良簡易裁判所	澤田正彦 和田 健
葛城簡易裁判所	西田政博 栄木有紀
宇陀簡易裁判所	園部伸之
五條簡易裁判所	吉田 進
吉野簡易裁判所	栄木有紀

【機密性2】

(令和6年4月1日施行)

(本庁)

奈良地方裁判所  
奈良家庭裁判所

		月	火	水	木	金
民事	和田	債権者集会	民事合議1、2係 (201号法廷)		民事合議 1、2係 (201号法廷)	民事単独 1係 (201号法廷)
	太田	債権者集会	民事合議1、2係 (201号法廷)		民事単独 3係 (203号法廷)	民事単独 3係 (202号法廷)
	石間		民事単独 5係 (202号法廷)	民事単独 5係 (201号法廷)	民事合議1、2係 (201号法廷)	
	今城	債権者集会	[REDACTED]	民事単独 4係 (203号法廷)	民事合議1、2係 (201号法廷)	民事単独2係 (201号法廷)
	矢島	少年審判	民事合議 2係 (201号法廷) 少年審判	少年審判 [REDACTED]	民事合議 2係 (201号法廷)	少年審判 [REDACTED]
	石丸	[REDACTED]	民事合議 1係 (201号法廷)		民事合議 1係 (201号法廷) [REDACTED]	[REDACTED]
刑事	澤田	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷) 刑事単独3係 (102号法廷)	刑事合議 (101号法廷) 刑事単独3係 (202号法廷)	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)
	岡田	刑事合議 (101号法廷) 刑事単独1係 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷) 刑事単独1係 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)
	木内	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷) 刑事単独2係 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷) 刑事単独2係 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)
	林	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷)	刑事合議 (101号法廷) [REDACTED]	刑事合議 (101号法廷) [REDACTED]	刑事合議 (101号法廷)

	演 本	[REDACTED]		[REDACTED] 家事調停		
家 裁	上田	家事審判 家事調停 保全	人事訴訟 (203号法廷) 家事審判 保全	家事審判 少年審判 保全	家事審判 家事調停 保全	家事審判 少年審判 保全
	山本	家事審判 家事調停 保全	家事審判 少年審判 (第3火曜、隔月) 保全	家事審判 少年審判 保全	家事審判 家事調停 保全	人事訴訟 (203号法廷) 家事審判 保全
	矢島	少年審判	少年審判 (第3火曜、隔月)	少年審判		少年審判 [REDACTED]

- ※ 執行当番 不動産開始決定、現況調査命令、評価命令、債権執行  
債権配当手続並びに執行当番及び第三者からの情報取得手続を除く執行事件全般、執行異議、執行抗告は、和田、今城、矢島、石丸が月曜日から金曜日までの間、隨時担当する。
- ※ 労働審判事件は、和田、太田、石間、今城が月曜日から金曜日までの間、隨時担当する。
- ※ DV事件は、太田、石間が月曜日から金曜日までの間、隨時担当する。
- ※ 保全事件(要審尋事件)は、太田、石間、今城が、保全異議・取消事件は、和田、太田、石間、今城が月曜日から金曜日までの間、隨時担当する。

## (支部)

		月	火	水	木	金
葛城	真鍋	刑事単独 簡裁刑事 刑・少合議(1、 3、5の午後) 民事合議(2、4 の午後)	少年法20条送 致事件 少年審判(身柄・ 在宅)	刑事単独 簡裁刑事 (いざれも午前)	刑事単独 簡裁刑事 民事合議 (1、3、5の午 後)	家事調停
	西田	民事単独 民事合議(2、4 の午後) 破産(管財・1、 3、5の午後)	[REDACTED]	民事単独	民事合議 (1、3、5の午 後)	民事単独 [REDACTED]
	棚木	民事単独(2、4 の午後) 人事訴訟(2、4 の午後) 刑・少合議(1、 3、5の午後)	民事単独 人事訴訟	家事審判 (別表第二) 家事調停	民事単独 人事訴訟	家事審判 (別表第二) 家事調停 [REDACTED]
	宮本	民事単独(1、3、 5の午後) 民事合議(2、4 の午後) 刑・少合議(1、 3、5の午後) 破産(管財・2、4 の午前)	民事単独	[REDACTED]	民事単独 民事合議 (1、3、5の午 後)	[REDACTED]
	園部	人事訴訟 [REDACTED]	人事訴訟	家事審判 (別表第二) 家事調停	人事訴訟 少年法20条送 致事件 少年審判 (交通・身柄・住 宅・2、4)	家事審判 (別表第二) 家事調停 [REDACTED]
	吉田	簡裁調停 即決和解 [REDACTED]	【宇陀簡裁】	簡裁民事	簡裁調停 [REDACTED]	簡裁民事
五條	賀来	民事(地裁・簡裁) 家事事件 執行 令状	【吉野簡裁・出張所】	民事(地裁・簡裁) 家事事件 執行 令状	刑事(地裁・簡裁) 少年審判 破産・民事再生 執行 令状	刑事(地裁・簡裁) 少年審判 執行 令状

## (葛城支部)

- 1 民事執行は、西田が3分の2、宮本が3分の1を担当する。
- 2 民事保全は、西田、宮本が各2分の1を担当する。
- 3 DVは、西田が3分の2、宮本が3分の1を担当する。
- 4 家事審判(別表第一)のうち、同表中、後見等関係事件は、真鍋、棚木、宮本、園部が各4分の1、第59項の事件は棚木、園部が各2分の1、第60項及び第122項の事件は園部、第89項ないし第95項の事件は棚木、第103項の事件は棚木、宮本が各2分の1、その余の事件は真鍋が担当する。
- 5 地裁過料は、西田が担当し、簡裁過料は、吉田が担当する。
- 6 上記1ないし5は、月曜日から金曜日までの間に隨時行う。

## (奈良簡裁)

	月	火	水	木	金	
	宮崎	刑事公判 略式 民事雜	略式 民事雜	交通即決(午前・ 隔週) [REDACTED] 略式 民事雜	民事A 略式 民事雜	調停A 略式 民事雜
	橋本	刑事公判 [REDACTED] 略式(交通切符 を除く。)	調停B 略式(交通切符 を除く。)	民事C 略式(交通切符 を除く。)	[REDACTED] 略式(交通切符 を除く。)	民事B 略式(交通切符 を除く。)

\* 民事雜事件　保全事件、即決和解、過料、公示催告、意思表示の公示送達、その他

\* 葛城簡裁及び宇陀簡裁は葛城支部に、五條簡裁及び吉野簡裁は五條支部にそれぞれ記載